

一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構

令和 5 年度事業計画

一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構(以下「当機構」という。)の従前の業務執行体制については、観光地域づくりの司令塔として、専門的な見地に基づく効率的・効果的な業務運営に対して体制上の課題を抱えていた。このため、業務執行体制の見直しに向けて多角的に調査・検討を行い、令和 5 年度からその執行体制を大幅に見直すこととした。

当機構の体制は、役職員が少数でかつ高齢化し、専門性に偏りがあり、人間関係の固定化が見られるなどの現状から、東大阪市から負託された公共性の高い DMO 業務を、効率的・効果的に実行するうえで十分な成果が得られていないことが認められ、本市と同様の条件下で設立された全国の DMO の状況把握をする中で、当機構と同様の課題を有することがわかり、これらの結果を踏まえて、東大阪市、近畿運輸局及び観光庁と協議を行い、新たな組織づくりへの理解を得た。

新たな組織のあり方については、登録 DMO のアドバンテージを十分に生かし、効率的・効果的に地域の稼ぐ力を引き出し、都市ブランドの向上及び事業者満足度を高めるための事業の実施に際し、従来の機構職員によるのではなく、機構のマネジメント業務全体を、豊富なノウハウを有する民間事業者に委託し、事業者が有する人材やツールなどその組織力を有効活用するマネジメント・コンサインメント方式を導入し、当機構が抱える課題を解消して、新たな体制によりスタートすることとした。

こうして、令和 5 年度当初からまったく新たな執行体制により業務を運営することとなったことから、令和 5 年度は、以下に掲げる方針に基づき、従前からの業務運営内容を全般的に見直し、従前以上の効果を得ることを目指す。

1 事業の目的

東大阪市では、平成28年10月から当機構を立ち上げ、従来の観光地ではない東大阪市の地域資源を生かした着地型観光を推進することで、観光消費額を高めることに加え、交流人口及び定住人口の増加、地域経済の活性化を図ることを目的に活動してきた。登録DMOのアドバンテージを十分に生かすとともに連続テレビ小説「舞いあがれ！」の舞台となるなど事業の幅も拡

大していることから、これまでの機構の活動にとどまることなく、効率的・効果的に地域の稼ぐ力を引き出し、東大阪の都市ブランドの向上及び事業者満足度を高めるなど更なる効果を上げることを目的とする。

2 事業内容及び目標

(1) 「ひがしおおさか体感まち博」、「モノづくり観光」、「スポーツ観光」、「文化・下町観光」のブラッシュアップに関する業務

- ① 体験型プログラムが本市の新たな産業として定着するよう案内人の育成及び商品開発のサポートを行い、体感まち博を実施する。
- ② 体験型プログラム数及び参加人数の拡大を図る。
- ③ 本市が舞台となったNHK連続テレビ小説「舞いあがれ！」のレガシーを活かした観光まちづくりを行う。
- ④ 「モノづくり観光」にあたっては教育旅行を中心に次年度以降の成果を目指し、(一社)大阪モノづくり観光推進協会と連携して進める。
- ⑤ オープンファクトリー「こーばへ行こう！」実行委員会の事務局業務に関すること。
- ⑥ 市立スポーツ施設等を活用した大会誘致を推進する。
- ⑦ ラグビーの春キャンプなど各種競技の合宿誘致を推進する。
- ⑧ 上記事業を進めるにあたり、市立の関連施設とは必要に応じて各施設の指定管理者と連携を図る。

(2) 本市の飲食店紹介などのPR及び支援に関する業務

- ① 宿泊施設周辺の飲食店を魅力的に紹介する。
- ② 地域住民からインバウンドまで対応可能な店舗情報の収集及び支援を図る。

(3) フィルムコミッション設立準備に関する業務

本事業を通じて、東大阪の都市ブランド向上や集客を行い、また、スタッフ・キャストなどに直接的な消費を促すことにより市内消費の拡大を図る。

(4) 国や自治体が発行する観光に関する支援制度等の活用に関する業務

- ① 本市観光産業の発展を図ることを目的とし、支援制度(補助金・助成金等)については積極的に活用する。
- ② 市内事業者と連携した事業とするなど、地域に経済価値をもたらす。

(5) 地域ブランドの向上を図るための情報発信及びマーケティングに関する業務

- ① 各種メディアへのパブリック・リレーションズ(PR)やデジタル媒体等を積極的に活用する。
- ② 事業ごとに必要なデータ収集・分析を行い、本市の稼ぐ力を向上させるためデータに基づくマーケティングを実施する。

(6) 会員の拡大及び会員特典に関する業務

- ① 各種セミナー・講習会の開催や多くの市内事業者との連携を通じて当機構の認知度を高め会員となるメリットを提示する。
- ② 現行の会員制度について、必要に応じて見直しを行う。

(7) その他目的達成に必要な業務

上記に記載しているもの以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は当機構、受託事業者にかかわらず積極的に提案を行い、議論する。